

土木森林環境委員会会議録

日時 平成29年12月13日(水) 開会時間 午前10時01分
閉会時間 午後2時32分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 飯島 修
副委員長 渡辺 淳也
委員 前島 茂松 浅川 力三 河西 敏郎 山田 一功
永井 学 上田 仁 佐藤 茂樹

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

県土整備部長 垣下 禎裕
県土整備部次長 中澤 和樹 県土整備部技監 丹澤 彦一
県土整備部技監 望月 一良 総括技術審査監 山下 雄康
県土整備総務課長 小澤 浩 景観づくり推進室長 山本 修
建設業対策室長 小倉 良二 用地課長 大野 健
技術管理課長 小林 伸二 道路整備課長 清水 敬一郎
高速道路推進課長 飯野 照久 道路管理課長 雨宮 一彦
治水課長 鶴田 仁 砂防課長 武藤 敏正 都市計画課長 丸山 裕司
下水道室長 久保田 一男 建築住宅課長 渡井 攻
住宅対策室長 久保寺 淳 営繕課長 小田切 浩

森林環境部長 保坂 公敏 林務長 小島 健太郎
森林環境部次長 丹澤 尚人 森林環境部次長 廣瀬 久文
森林環境部技監 島田 欣也
森林環境総務課長 桐林 雅樹 大気水質保全課長 古屋 敏彦
環境整備課長 村松 稔 みどり自然課長 村山 力
森林整備課長 金子 景一 林業振興課長 山田 秋津
県有林課長 鷹野 裕司 治山林道課長 中込 巖

議題 (付託案件)

- 第72号 山梨県道路法施行条例中改正の件
- 第73号 山梨県流水占用料等に関する条例中改正の件
- 第74号 山梨県営住宅設置及び管理条例中改正の件
- 第75号 平成29年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

第86号 平成29年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの

請願第29-9号 森林環境税（仮称）の早期創設に関する意見書の提出を求めることについて

審査の結果 付託案件についてはいずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。また、請願第29-9号については採択すべきものと決定した。

会議の概要 まず、委員会の審査順序について、県土整備部・森林環境部の順により行うこととし、午前10時01分から午後1時48分まで県土整備部関係（途中、午後0時7分から午後1時30分まで休憩をはさんだ）、午後2時04分から午後2時32分まで森林環境部関係の審査を行った。

主な質疑等 県土整備部関係

第72号 山梨県道路法施行条例中改正の件

質疑

山田委員 そもそも道路を占用できるということをあまり知らなかった。これはどういう場面が想定されるんですか。今、広告塔なんていう話もありましたけど。

雨宮道路管理課長 皆さん御存じのように、電柱が一番多いもので、あとは電線、看板等もありますけれども、基本的には電柱が一番ポピュラーなものだと理解しております。

山田委員 道路の地下に食事施設を設けるといった事例は山梨ではないんだろうけど、山梨県以外では、そういう場面も想定されているということですね。

雨宮道路管理課長 例で言いますと、新宿の地下街といった場合を想定しております。

山田委員 国税庁の土地の公示価格は毎年7月1日に発表されるんですが、固定資産税評価額は全体的に下がっているのに、甲府と昭和が1.06と上がっています。ほかは下がっているんだけど、こんな下がり方じゃないくらい下がっているんじゃないかと思うんですけど、どういう根拠でこういった数字になっているんですか。

雨宮道路管理課長 説明します。国に準じておりますので、国の施行令で言う2級地が、山梨県条例で言う1級地に該当します。それに基づきますと、土地区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が都の特別区及び人口50万人以上の市の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格未満であり、かつ人口50万人未満20万人以上の市の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村ということで、簡単に言いますと、人口が50万人未満20万人以上の全国の市の土地の平均値以上にあるのが甲府

市と昭和町という理解をしております。

山田委員 そうすると、固定資産税評価額だけど、通常、道路は非課税なのですが、ここの道路価格というのは、宅地を評価基準にしているのか、あるいは雑種地を評価基準にしているのか。その辺はどうなんですか。

雨宮道路管理課長 すみません、それについては私はうろ覚えなんですけど。宅地と理解しておりますけど、ちょっとそれは確認をさせていただきたいところです。

山田委員 そうすると、この占用料の額は年幾らになるとの計算だけど、仮に、宅地の評価額があって、使用料率というのは。占有面積はわかるんだけど、この使用料率がこの改定率になるんですか。

雨宮道路管理課長 固定資産税評価額の変動により、道路価格が変更になり、占用料の単価が変更になっております。使用料率については従前と変わりません。

山田委員 だから、その使用料率というのは、何を根拠にしているんですか。

雨宮道路管理課長 地価に対する賃料の割合ということなんですけど、国の基準を読ませいただきますと、全市区町村それぞれの地価平均地点における平面駐車場の賃借料を、その地点の地価で除した割合の平均値。簡単に言うと、この土地を1年借りるのに、土地の元値の何%かかるかということです。基本的には30年を基本としていると思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第73号 山梨県流水占用料等に関する条例中改正の件

質疑

山田委員 これは、先ほどの道路法施行条例の一部改正を受けてということですが、ここは占用料の額、単価の改定ということで、金額が出ているんですけど、そもそもこの数字は何なんですか。660円とか。

鶴田治水課長 この額につきましては、先ほども説明いたしましたが、道路法施行条例改正により改正する道路の占用料の金額を、そのまま準用しているものでございます。

山田委員 そうすると、電柱1本あたりの単価になるから、わかりやすい例として、電柱と電話柱が書いてあると。しかし、電話柱と電柱というのは、ほぼ同じ電柱を相互に利用していますよね、1本を。なのに、この電柱と電話柱の金額がどうしてこんなに違う

のか。その理由は何なんですか。太さ、変わらないんですよ。

鶴田治水課長 申しわけございません。ここの違いについては、詳細に把握をしていません。

山田委員 とりあえず条例改正ということなので、後で調べて全員に教えてください。

鶴田治水課長 後で調べて提出させていただきます。
(委員会終了後、補足資料が配付された。)

佐藤委員 先ほどの道路の審査のところで聞けばよかったんですが、今回この流水占用料の改定によって、増収になるのか、減収になるのか、どのぐらい見込めるのかという部分というのは、数字で出せますか。

鶴田治水課長 とりあえず28年度の実績をもとにいたしますと、28年は件数が2,336件でありまして、旧単価で計算いたしますと、591万円余になります。改定後の単価で計算をいたしますと600万円余ということで、9万円余の増収となります。

山田委員 先ほども聞いたんですが、私たちが相続とかいろいろなときに、固定資産税評価額は関係してくるんですけど、河川という地目はないんですよ。固定資産税評価額の何をもとにしているんでしょうか。

鶴田治水課長 今回改正をお願いしている部分につきましては、あくまでも道路法施行条例の単価を準用しているということでございます。

山田委員 流水占用というのは河川。例えば、赤道とか青線というように、水路の規定がありますよね。その水路を指しているんですか。

鶴田治水課長 今回は道路法施行条例の改正に伴う占用料の改定ですが、この条例は、河川法に規定する河川を対象としていますので、青線といった法定外公共物は対象ではありません。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第74号 山梨県営住宅設置及び管理条例中改正の件

質疑

山田委員 認知症患者等への対応ということで、いい話なんです。今、申告も、年金収入だけだと確定申告自体をしなくていいという状況になっていますので、一定額の人ね。

そうすると、その人たちが確定申告しなければ、市町村でも把握が難しいという状況になる。ここで私が言いたいのは、その認知症患者等だけではなく、そういう年金生活者、年金収入だけの人の所得は、基本的には年金事務所が何かに知事の権限で問い合わせしない限り、官公庁では把握できないはずなんです。それは、そういうことを今からするという事なんです。

久保寺住宅対策室長 入居者の収入申告につきましては、あくまで申告制をとっておりますので、年金の方に限らず全入居者の方に申告をしていただく義務となっております。今回の改正につきましては、みずから申告を出したくても出せないという方に対する緩和制度が新たに法律で設けられたということでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第75号 平成29年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(道路修繕費の地域安全強化緊急対策事業費について)

永井委員 最初に、県土3ページの道路の舗装修繕の件ですけど、こちらのA3の資料のほうに、重交通路線、54路線とあるんですが、これは具体的にどのような路線か教えてください。

雨宮道路管理課長 国道137号をはじめとして、国道については6路線、県道については主要地方道、甲府市川三郷線ほか48路線、計54路線について重交通路線としております。

永井委員 この資料の上のほうに、劣化が進むと安全上の問題がある、とありますけれども、具体的にどういう問題があるのか教えてください。

雨宮道路管理課長 劣化が進むと安全上の問題があるという記載につきましては、まず舗装でひび割れが起こりまして、平坦性が失われて、それをそのままにしておきますと、穴があいたりする場合が一般的に考えられる状況であります。

永井委員 今回緊急にやらなきゃいけないということで、67キロのうち15キロで5億円。すごく緊急度が高いから、ここで5億円ということだと思んですけど、今回予算が通ったら、いつごろ道路の舗装修繕は終わるんですか。

雨宮道路管理課長 具体的に言いますと、12月18日の閉会日に御議決をいただければ、20日に発注計画の公表をする。27日に全事務所、全箇所について公告をしまして、予

定といたしましては、2月1日に契約を結びまして、3月26日の完成を予定しているところであります。

永井委員 わかりました。ありがとうございました。

(県単独河川維持修繕費の地域安全強化緊急対策事業費について)

では、次に移らせていただきますが、県土4ページです。これもまたA3の資料のほうですけど、この今回の緊急対策で、資料の真ん中の、優先度に応じた対策、という部分で、河川断面の阻害が著しく、とあるんですけども、この著しいという状況は、どういう状況なのか教えてください。

鶴田治水課長 支障木や堆積土砂が河川断面のおおむね3割程度を超えている状態としております。これは災害復旧事業におきまして、河道の著しい埋塞とは、河道断面の3割程度以上という基準がございますので、それを準用しています。

永井委員 その著しく阻害がある部分が今回あって、その部分でも特に重要な緊急性のある部分を今回の補正に計上して、あとは優先度が高い部分を5年間でやっていくと。その河川断面の阻害が著しい箇所は、その5年間でやるんですけども、それ以外の部分の対策については、どのような形になっているでしょう。

鶴田治水課長 それ以外の部分につきましては、これまでと同様に、日常のパトロール等によりまして、緊急性プラス必要性も高い箇所について、河川維持修繕費の中で逐次対応していくというふうに考えております。

永井委員 その下の部分も1点お伺いしたいんですけど。新たな取り組みということで、団体や地域と連携をしていくということですが、砂利のほうは、さらってそのまま組合へということになると思うんですけども。ここに木質バイオマス燃料等への活用とあるんですけども、これは、例えば組合と具体的に、もう何か話し合いをしたりとかしているんでしょうか。

鶴田治水課長 具体的には各建設事務所のほうで、こういった箇所をという希望を出してありまして、それを組合と協議をする形の中で、合意した箇所につきましては、今月中に着手といいますか、事業のほうを試行的に行きたいと。それで課題等を明らかにしていきたいと考えています。

永井委員 具体的に、例えば庁内の話なんですけど、木質バイオマスなので、森林環境部関係やエネルギー局関係と、何か連携というのがあるんですか。

鶴田治水課長 こういうことを県土整備部では考えているといった情報は、逐次、関係部署には御報告させていただいております。

(台風5号による土石流災害に伴う補正について)

永井委員 では、最後にもう1点だけ聞かせていただきます。県土6ページになりますけれども、台風5号による土石流災害に伴う補正ということで、先ほど砂防堰堤を整備されるとおっしゃっていましたが、何基ぐらい整備されるんですか。

武藤砂防課長 砂防堰堤の基数ですけれども、1基でございます。

永井委員 1億3,000万円だから、多分1基ぐらいなのかなと予想したんですけれども。新聞報道等でいろいろ見て、大規模な土石流が発生したというイメージを持っていたんですけど、この1基だけで土石流を防ぐことが可能なんでしょうか。

武藤砂防課長 今回発生しました土石流によって不安定土砂がたまっておりますけれども、その不安定土砂を100%とめることができる砂防堰堤の規模となります。

永井委員 最後ですけれども、沢上沢の土石流では、土砂とともに大量の樹木が流出して被害が拡大していますけれども、この補正予算では、流木対策はどのような形になっているのでしょうか。

武藤砂防課長 今回の砂防堰堤につきましては、流木をとめる構造、部分透過型という砂防堰堤の形式になっており、流木にも対応できる構造になっております。

(地域安全強化緊急対策事業費について)

上田委員 地域安全強化緊急対策事業費。舗装繕と河川の支障木伐採、堆積土砂しゅんせつということですが、この事業、今回は準公、県単費での補正ということですが、資料を見せてもらおうと、舗装にしても、河川のしゅんせつにしても、非常に危ないところがあって、一遍にできないだろうから、5カ年に分けてやるということですが、この後の事業というのは、どのように予算措置するつもりなのか。ちょっとそこを教えてください。

雨宮道路管理課長 先ほどのA3版の資料を見ていただきますと、先ほどもちょっと説明したんですが、舗装の維持管理計画を現在策定しております。その中で計画期間を、まだこれは正式に決まったわけではないんですが、おおむね7年ぐらいを予定しております。あわせて金額についても、まだ今の段階で公表はできませんけれども、考え方としては、現状、年間3億から4億円ぐらい、国からの補助金を含めて使っているんですけども、それにプラスアルファをしまして、この計画を7年間で仕上げたいと、今のところ考えております。

また維持管理計画ができたところで御説明をさせていただく機会があるかもしれませんが、金額、期間等については、またその際に話をしたいと考えております。

上田委員 従前から、県債残高縮減のためということで公共事業を減らされてきて、かわりに、これを来年以降は、今までの枠とは別の予算立てでやることになるのかどうか。そこをお聞きしたいんです。

心配するのは、例えば、舗装の場合、今の枠の中で、こういう場所があるというこ

とで、そこに予算をとられたら、重交通のところはいいんだけど、重交通以外の生活道路みたいになっているところの舗装にしわ寄せが行くということになれば、またちょっと違うのかなということも思ったものですから、そういう心配からお聞きしているんですけども。

河川についても同じです。やはり、今まで維持修繕の予算は、ほとんど確保されていなかったと思うんですね。その枠の中で今度は、緊急ということやっていくと。じゃあ、その分をとられると、その残ったところはどうなるのかということが心配になったものですから。そこはやはり別枠として、危ないということであれば、きっちり予算をとっていくことが必要かなと心配したものですから聞いているんですけど、その辺はどうでしょうか。

雨宮道路管理課長 現在は、その枠の中で、効率的、効果的な舗装修繕をしていきたいと考えております。県土整備部では、例えば、橋梁やトンネルの点検から始まりまして、それに見合う修繕をしなければいけない。プラス、防災等もやらなければいけないですけども、橋梁のほうが一時期よりもちょっと、落ちついたと言うとおかしいんですけども、今後まだ進めていかなければいけないんですけども、舗装につきましても悪いというような声をたくさん聞きますので、知恵を絞りながら効率的、効果的な予算執行に努めていきたいと考えておりますけど、今のところは、今までの枠の中で考えている状況です。

上田委員 そういうことかもしれませんが。ただ、それをやると、今ある予算が決まっていて、しかも重交通のところだけやるとなれば、その分、生活道路のところの予算が減るとということが心配されるということなんですね。それで、現状で言うと、非常に危ない状況があるから、それは特別にやるということであれば、当然、特別な予算枠を、5カ年じゃ5カ年、要望していくという姿勢にならないと、全体のバランスとして悪いんじゃないかなと思ったんですけど、いかがでしょうか。

雨宮道路管理課長 国のほうへも、こういう状況を踏まえて、舗装については要望していきたいと考えているところであります。

上田委員 国への要望もあるんだけど、これは県単独ですよ。ですから、県の財政当局との話もあると思うんだけど、少なくとも、そういう姿勢でいかないと、安全に道路なり河川を県民に供給していく、社会資本として整えていくということができないんじゃないかと思うんですよ。県土整備部とすれば、そういうことであれば、それをちゃんと要望して行って、そういう努力をするということに立たないと、なかなかこれだと、予算がなくなると、生活道路は、舗装がおくれたままだけど、さらにおくれますよ、と、こういうことにならないかということも心配しているんですけど、いかがでしょうか。

雨宮道路管理課長 今後、舗装維持管理計画を策定した時点で、財政当局と話をしていきたいと。非常に難しいとは思いますが、努力をしたいと考えております。

上田委員　　そういうことじゃなくて、やっぱり自分たちの責任を果たすためには、これだけの予算が必要で、予算がなければこういうことはできないんですよということを財政のほうと話をしないと。予算が抑えられては、自分たちの責任を果たせない。例えば、川について言うと、予算がないからといって、河床しゅんせつをしないで、もし事故があったら、それは人災と言われるわけだ。だから、そこはちゃんと最大限の努力をして、その上でというふうに思うんだけど、どうでしょうか。

雨宮道路管理課長　　当然、道路には管理瑕疵等もつきものでありますので、30年度、当初予算に向けて、当課としては、県土整備部を含めて、財政当局に強くお願いをしていきたいと考えております。

垣下県土整備部長　　今の上田委員の御指摘の関係でございますが、まさにこれから、その道路や河川だけではなくて、いろいろな公共土木施設が本格的に維持修繕、長寿命化の時代に入ってきております。そういう中で耐震化というのは、ある意味、先行して動いた事例だとは思いますが、全体として、こういう事業規模で対応していかなければ、今後、県内にあるインフラ施設をきちんと守れないということを、我々としても、財政当局をはじめしっかり皆様方に情報をお伝えしていく中で、いろいろな方面の御理解を賜っていきたいと。そういう取り組みも頑張っていきたいと考えておりますので、どうぞ先生方におかれましては、ぜひいろいろなところで御支援賜りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(県単独河川維持修繕費の地域安全強化緊急対策事業費について)

佐藤委員　　それでは、地域安全強化緊急対策事業費、県土4のところですね。地域安全強化緊急対策事業費、河川維持修繕費についてなんですけれども、9月議会でも大雨等に備えた河川内の立ち木、小木の伐採とか、堆積土砂のしゅんせつの必要性を訴えて、これが県土整備部の皆様、あるいは知事の英断で、こうやって予算化ができたということで、当時も重点配備、予算を配分してくださいと要望をしたところでもありますけれども、この補正予算について何点かお伺いいたしますが。

先ほど事業の概要について説明があったんですが、今回補正で緊急点検を実施する55の河川について、各河川の具体的な対象範囲というのは既に決まっているんでしょうか。

鶴田治水課長　　今回の緊急点検につきましては、建設事務所の職員が現場において河川断面の阻害状況を調査したものでございまして、おおむねの範囲につきましては把握しておりますけれども、現場の状況、それからそれぞれの課題等については、十分把握し切れていない部分がございますので、今後議会の承認をいただきましたら、業務の発注準備を進める中で、具体的な対策範囲を決定してまいりたいと考えてございます。

佐藤委員　　平成29年度県単独公共事業予定箇所表の中に、甲府に関するところで恐縮ですが、荒川が7,700万円とか、貢川が350万円とかあります。私の住所に近いところなので、荒川も上流は昇仙峡からと範囲が非常に広いので、ここに中小河原地内とありますけれども、この間から新聞で報道もされていますから、地元の方々も具

体的に、どこが対象なのかということ聞いてくるわけですね。そういった部分で、公表をするのか、あるいはここですか。その辺はいかがでしょうか。

鶴田治水課長 現在は、そこにお配りしてあります予定箇所表の段階でございます。今後、詳細を煮詰めて、工事を発注する段階になって明確になりますので、その際には御連絡、御説明、当然地域の方にもお話をさせていただきたいと考えております。

佐藤委員 予定箇所にあるところ、ないところというのはありますから、地域の要望、市町村等の要望もあるのかもしれません。ですから、その対策を実施する必要がある箇所であるこの55箇所以外のところについて、先ほど上田委員からお話があったことを河川に関して言うと、そういったところに対する、市町村あるいは地域との意見交換というのは今後ありそうでしょうか。

鶴田治水課長 予定箇所に記載のない河川につきましても、これまでどおり緊急性、必要性、また地域からの要望等を総合的に勘案いたしまして、必要に応じて対策を実施していきたいと考えてございます。

佐藤委員 よく私も荒川の土手を通るわけですけども、あそこはどうだな、ここはどうだなということもいつも思っているわけですけども、そういった部分について、市あるいは地域の自治会といったところからも要望が来るかと思しますので、また意見を吸い上げていただきたいと思います。

河川の断面の障害が著しい箇所の対策。例えば、今申し上げた荒川の土手を走っているときに、身延線から下のところは結構きれいだなと。段差、堰があって、きれいになっている。ところが、荒川橋から上のほう、金石橋ぐらまでは、かなり繁茂している部分がありますから。きのうも平瀬の方と話をしていたんですけども、昇仙峡の下のほうもその対象範囲にしてほしい、なんて話もありましたので、今後そういった部分で、要望ですけども、まだまだいっぱいあると思いますので、その辺も吸い上げていただきたいと思います。終わります。

鶴田治水課長 今の委員の御指摘も踏まえて、しっかり現場を確認いたしまして、対応してまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第86号 平成29年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項（甲府城周辺地域活性化実施計画について）

執行部から、甲府城周辺地域活性化実施計画の件について、報告したい旨の申し出があった。

質疑

永井委員 何点か伺いたいんですけど。知事の所信の中にこれがあって、どういう計画かということで注目していて、今日この計画を見ていたんですけども。この計画書の最後にもあるように、山梨県と甲府市が今まで一体となって、いろいろな部分でこの計画を進めてきたということでありまして、この計画で重要なのは、やはり県と市の情報共有だと思うんですけども、具体的に今まで市とどのような会議等を行ってきたのか教えてください。

丸山都市計画課長 本計画については、県と市が協力しなければ達成し得ない計画でございますので、随時、県と市の担当者が課題について調整してまいりました。県と市の関係課から成ります甲府駅南口周辺地域修景計画推進会議というものがございまして、その場においても情報共有する中で議論を行うなど、県と市が連携して策定作業を進めてまいりました。そして、地元関係者との意見交換会につきましても、県と市が共同で開催しております。

永井委員 飲食・物販ゾーンがあるんですけども、先ほど市と民間による整備と伺いました。今言ったように県と市が一体となって整備をしていく中で、この民間施設の整備誘導に県はどのようにかわるのか教えてください。

丸山都市計画課長 この計画の中で、飲食・物販ゾーンにつきましては、市もしくは民間が事業主体という形になっておりますので、県の直接的なかわりはないということでございますけれども、この計画エリア一帯は、実施計画におけるコンセプトや考え方に基づいた整備となることが必要と考えておりますので、今後も市と情報交換しながら進めてまいりたいと考えております。

永井委員 すみません、もう1点、この飲食・物販ゾーンで教えていただきたいんですが。このスケジュールの中に、税務署南側と西側とあるんですけど、これは、この図でいくとどこになるんですか。

丸山都市計画課長 2ページの図面をごらんいただきたいと思いますけれども、左側が北になっていて、飲食・物販ゾーンは、その中央あたりに2カ所表示してございます。その中央、右側の飲食・物販ゾーン、細長いものがありますが、税務署の跡地というのが、

その左側にあるんですが、税務署の南側になりますので、その部分が税務署の南側の飲食・物販ゾーンとなります。税務署跡地の西側の飲食・物販ゾーンというのは、その左側の下の部分になります。

永井委員 最後ですけれども、県が整備する広場ゾーンがあるんですけれども、今、舞鶴城には広場、公園がある。舞鶴城でいろいろなイベントありますので、当然、一体的に活用すると思うんですけれども、現時点での、この広場ゾーンの活用方針を最後に聞かせてください。

丸山都市計画課長 芝生広場の広場ゾーンにつきましては、スクランブル交差点からの人の流れを、お城の南側にあります遊亀橋へ誘導しまして、さらには中心商店街のほうへ人々を回遊させるような形にしたいということと、あとは、お堀を復元するというので、その水辺の潤いを生かした、にぎわいの創出ができる空間として整備を進めていきたいと考えております。

芝生広場につきましては、場所の特性もありますので、そういうものを踏まえまして、日常的な憩いの広場としての利用とか、さまざまなイベント時におきまして、既存の舞鶴城公園の広場と一体となった活用ができるよう検討してまいります。

佐藤委員 5ページのエリア全体の考え方の一番最後のところに、駐車場の利便性向上策を検討するとありますが、舞鶴城公園の近くには本当に駐車場がないんですよね。私も甲府市議時代からずっと言い続けているんですけど、観光バスについても、甲府城を利用しないととめられないといった制約があって、観光バスで来る方に対しては、拒否反応的な部分があったような気が私はしています。

今、この図を見ても、観光バスについては左上の社会教育センターのところ、14台ぐらいでしょうかね。これがいいのかわかりませんが、自家用車に対しては全くないと思うわけですね。民の圧迫という部分で、もう本当に昔から、20年も30年も前から、商工会議所やいろいろなところで、あるいは甲府市役所の駐車場を有料化するか、あるいは既存の民間の業者より高くしろとか、いろいろなことがあって、とにかく甲府を訪れる方々の駐車場不足。駐車場を探さなきゃならないということも含めて。それがためにドーナツ化現象で、例えば、イオンの増床が今回ありましたけれども、無料で置けるところに行ってしまうというのは、それが原因かなとは思っていますけれども。この甲府城に関しても、当然、市と協議をしながらすすめていると思いますけれども、山梨って公共交通機関あるようでない僕は思うので、車で来るといった部分で、どのように駐車場対策を考えているのか、ちょっと今、わかる範囲で教えてください。

丸山都市計画課長 自家用自動車の駐車場につきましては、今回のこの計画の中では特に新たに設置することは考えておりません。というのは、先ほど委員のほうからお話ございましたが、この周辺には非常に民間の駐車場も多いということもございまして、公共のほうでそういう小型車の駐車場をつくってしまうと、民間の営業のほうを圧迫してしまうということも配慮しております。ということで、自家用車でのお客を、中心市街地のほうに駐車場がございまして、そちらに誘導して、回遊性というんですかね、

そういうものを楽しんでもらうということで、それにつきましては、甲府市のほうが今後具体的に駐車場の利便性の向上策を検討することとしております。

佐藤委員

中心市街地のほうにということは今お伺いしましたけれども、ただ、民間圧迫といいますが、例えば、甲府市の駐車場事業協同組合というものがありましたが、今ほとんど機能していないんですよ。やはり県外から来る方は、中央線で来る方もいらっしゃるかもしれない、身延線で来る方もいらっしゃるかもしれない、けれど、自家用車で来る方って非常に多いわけで、平和通りを上ってきて、お城へ行きたいとなったときに、どこへ車をとめるのかという部分で、ここに駐車場がありますよって案内があるわけでもなく。民間の小さい駐車場はあるかもしれない。今、空きパークでタイムズだとか、いろいろありますけれども、それだけではやはり、本当に呼び込むという姿勢というには、ちょっと欠けているのではないかなと私は思うわけですね。

昔、実は、お城に穴をあけて、地下駐車場、3層、4層つくったらどうだという話もしたことはあるんですけど。現に首里城には3層の駐車場があるわけですよ。ですから、民を圧迫というのではなくて、どうやって呼び込むのか。当然、武田信玄とは関係のない江戸幕府の居城でしたから、その辺の呼び込みも、ちょっと弱い部分もあるかもしれませんが、やはり抜本的に、駐車場対策を検討するというのではなくて、しっかり考えていかないと。来たけど車を置くところがないということになりかねないので、それはおもてなしにはならないと私は思いますから、そこはぜひとも、しっかり駐車場対策を考えていただきたい。検討じゃなくて、考えていただきたいと私は思っています。いかがでしょう。

丸山都市計画課長 委員の御指摘のとおり、駐車場問題は非常に重要な課題だと考えておりますので、今後、対策について、甲府市と一緒に考えてまいりたいと思います。

所管事項

質疑

(長松寺橋について)

佐藤委員

私、飯田に住んでおりまして、近くに飯田通りの長松寺橋が通っているわけですが、長松寺橋の計画がかなり前からできているのかかわらず、池田側、下飯田側については工事はある程度進み始めている。ところが飯田側は、一応、用地買収はされたとは思いますが、その後、動きがない。一体いつ工事に入っていくのか。それをお伺いしたいと思います。

清水道路整備課長 長松寺橋についてですが、長松寺橋は92メートルの橋梁でございます、そのかけかえを含めまして、前後、全体で460メートルの事業計画を立てて、事業を進めています。今もお話しがあったとおり、これまでに西側、城西高校入り口付近の方ですけども、そちら側については、用地買収がほぼ完了しまして、そのS字の非常に線形の悪いところについて、100メートルくらいですけども、まだ暫定的な形ではございますが、歩道と車道を分離しまして、歩行者の安全な通行を確保している、

というような状況でございます。

佐藤委員

この付近には、城西高校、東海甲府、それから、県立大学の池田キャンパスがあって、飯田キャンパスから自転車で移動する学生が非常に多いわけですね。そういった部分で長松寺橋の現状は、南側については歩道がない。右側については歩道がある。ただしこれは、今後かけかえの時にどうなっていくのかという部分もありますし、長松寺橋の西側は、歩道が人が一人通れるかどうかくらい。そんな狭いところになっていきますので、その朝夕通学する生徒たち、学生たちが非常に危ないなというふうについて思っていましたので、なるべく早くしていただきたいというわけです。貴重な土地を提供した地権者も、いつ工事が始まるかわからない、ということなので、23年、24年、設計、用地測量、調査ということで予算を計上しているんですけども、現実についていつ頃工事に着工するか。お願いできますか。

清水道路整備課長

長松寺橋は現況の位置に新しい橋をかけかえるという状況になりますので、上流側に仮橋をかけなければなりません。その仮橋の準備に今年度から着手したいと思っております。その仮橋をかけるためには、東側の市道、中央病院側からくる、土手の上の市道がございますが、そのつけかえをしななければならないと思っております。年明けから、その市道のつけかえ工事に着手していきたいと思っております。そのあと、仮橋を設置しまして、そちら側に新しい交通を回しまして、そのあと、現道の橋を撤去して、そこへ新しい橋を架けて、またその新しい橋が通れるようになったら、仮橋を撤去するということになりますので、少し時間はかかるかと思っております。

佐藤委員

今、年明けからということでございますので、飯田西部と飯田宮組の方に報告をしてみたいと思っておりますけれども、いずれにしましても、そこには渋滞箇所になる部分もあります。JRのところ、小さなトンネルがありますけど、アンダーパスするところ。あそこなどは中央病院の職員の方が、駐車場を南側に借りているわけで、街灯もなく、ちょっと危険な部分もありますけども、そういった部分の御配慮も今後いただければと思います。いずれにしましても、早く完成をしてほしいなど。いつになったら、とみなさん思っているんで、その辺の説明をまた、してみたいと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。終わります。

(五割川の改修工事について)

永井委員

すみません、私も甲府の地域の話なんですけれども、小瀬地域を流れている五割川の改修整備の工事について、ちょっとお伺いをしたいと思います。まず、この五割川の改修工事の概要と現在の進捗状況を教えていただけますでしょうか。

鶴田治水課長

五割川は、甲府市の落合町の蛭沢川合流点から、県道甲府精進湖線に至る約1.7キロメートルの1級河川でございます。この五割川の改修につきましては、昭和61年のかいじ国体の開催を契機といたしまして、流域内の市街化の進展による流出土対策として、昭和58年から全線を対象に河道の拡幅などを進めるもので、必要性の高い改修だと考えております。

現在、小瀬スポーツ公園の北西に位置する小瀬新橋の上流150メートルまで、1、

340メートルになりますけれども、平成19年までに改修が済んでおります。進捗率は約80%という状況でございます。残りの約360メートルについては、県道甲府精進湖線までになりますけれども、用地買収も難航していることから、平成20年から事業が休止しています。

永井委員 その約360メートルが平成20年から用地買収が難航していて、事業が休止となっていると今、御回答いただきましたけれども、現在まで、どのような対応を行ってきたのか教えてください。

鶴田治水課長 この用地買収が難航している箇所につきましては、代替地の提供等も含めまして、さまざまな方々に調整に協力をいただきまして、交渉を進めてきたところでございますが、平成20年からは交渉にも応じていただけないという状況になっております。しかしながら、買収を進めていかなければならないということで、事業の必要性を御理解いただくために、地元の方々に仲介をお願いしたり、電話連絡を行っております。また、直接交渉ということではございませんけれども、地域の方々の要望を受けまして、少しでも浸水被害の防止につながるよう、五割川の未改修区間に位置する取水堰の改良工事等を甲府市と連携しながら実施してまいりました。

永井委員 工事がとまってから9年間たっているんですけども、その一帯、中小河原も含めて、昨今の異常気象で大雨があって、大雨のたびに排水路がいっぱいになって、いつもあふれてしまうということで、非常にこの部分で苦しんでおられる方が実はたくさんいて。私も1期目のときに一度質問もさせていただいたんですけども、それから前に進んでいないということで、非常に地域住民の方たちが苦慮されているところです。今、課長がおっしゃったとおり、必要性の高い改修だと県も認識されているということなので、ぜひ残りの360メートルについて、前に進むような対応をしていただきたいと思っておりますけれども、今後どのような対応をされるのか、御所見を伺います。

鶴田治水課長 実際に大雨のたびにあふれている、被害が生じている箇所というのは、1級河川五割川の上流で甲府市が管理をする水路等が中心でありますけれども、その対応等につきましては、甲府市と密接に連携をいたしまして、対応してまいりたいと思っております。また、県といたしましても、用地交渉を再開するために今後も継続して地権者と連絡をとるよう、所管する建設事務所に対し、事務所が一体となって対応するよう指導をしております。またさらに事業の再開に向けて、国土交通省と事業の進め方について協議をしてまいりたいと思っております。

(高規格道路の利用促進と安全性の確保について)

上田委員 では、私のほうからは高速道路、高規格道路の利用の促進と、もう一つは安全性の確保という点から、それぞれお聞きしたいと思います。

まず安全性の確保ということで、過日、建設新聞にも載ったんですけども、暫定2車線の道路、山梨県で言うと、中部横断道かなと思いますけれども、その中央線にガードロープを置いて安全性の確保をすべきではないかという議論があるということを知っているんですけども、実際問題、高速道路での交通事故の状況は、ポー

ルなのか、ガードロープなのか、ということもありますけれども、どのような状況になっているか、まず教えていただけますか。

飯野高速道路推進課長 高速道路の暫定2車線の状況についての御質問でございますが、現在、全国で開通済みの高速道路が全部で約1万1,000キロございまして、そのうち4割が対面通行の暫定2車線となっております。これらは今おっしゃられた、かたいガードロープではなくラバーポールなどで区分しているものですから、反対車線に飛び出して事故が起きているということが指摘されています。27年度なのですが、この暫定2車線の区間で死亡事故12件、これを含む対面への飛び出し事故が334件、全国で発生しております。

上田委員 そうすると状況としては、安全性の確保という点からいって、やはりやっていくべきだと思うんですけれども、今たまたま中部横断道が暫定2車線で、4車線にするとするのはかなり先になってしまうかなと思いますが、それについて、やはり重大な事故を防ぐ意味からも、ガードロープを真ん中へつけるといったことをお願いしていくとか、そういう対策をとるべきだと思うんですけれども、それについて、どうでしょうか。また、それはきっと、中部横断自動車道の長坂以北の話もありますし、向こうにも波及する話だとは思いますが、そういう対応をやはり考えていくべきではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

飯野高速道路推進課長 国と高速道路会社では、昨年度から全国の、先ほどの暫定区間の中の12路線、それから113キロメートル、この113キロメートルというのは、切り土とか、盛り土とか、橋梁やトンネルではないところなんですけど、この区間について、上り下り線をワイヤーロープで仕切るという試行、実証実験を開始しております。この効果といたしまして、この試験している区間で、設置前の1年間に45件の飛び出し事故があったものが1件へと減少したと。ですから、設置の効果はあるということでございまして、今後もこれは試行を展開していくわけではございますが、ただ構造上の課題といたしまして、先ほどの橋梁やトンネル、要は、下がコンクリートの盤でかたいようなところへの設置ですとか、また、これを設置しますと緊急車両などの側方通過、通行への支障、また救助活動や救護活動などへの懸念もあるということなので、まだ課題は多いと聞いております。

ですので、中部横断自動車道については、現在供用している区間、それから建設中の区間もございまして、先ほどのこういった課題等の解決への対応なども含めまして、国やNEXCO、高速道路会社への設置の要請を考えたいと思っております。

上田委員 45件の事故が1件になったということで、本当に絶大なる効果があると、こういうことだと思いますけれども。土工区間については構造上、設置しやすいということだと思えますが、例えば中部横断自動車道などは、土工区間というよりも、ほとんど橋梁やトンネルみたいなところだと思うんですね。そういうところについては、どのようなことが考えられるのか。もし案等あれば教えていただければと思います。

飯野高速道路推進課長 土工区間以外ということでございますが、土工区間は支柱が打ち込めるので、

こういった対策がとりにやすいのかもしれませんが、今、国やNEXCO中日本では、50メートル以下の橋梁で、前後が土工といった短い橋梁区間については、本年度からワイヤーロープの設置の試行を開始すると聞いております。

やはり長い橋梁、それからトンネルといったところにつきましては、先ほど申し上げた課題もございますので、高速道路会社が、全国から28技術提案という形で提案を受けたものを5つほどに絞り込みまして、これからこの5つについて1年間かけて試験等を行いまして、31年ごろから現場での施工を目指すという聞いております。

上田委員

いずれにしても、とにかく最大限の努力を傾けてほしいということでありまして。よろしくをお願いします。

それから、もう一つ、今度は利用の促進ということで、やはりこれも新聞にあった、ETC2.0を利用した高速道路の一時退出についてということなんですけれども。これまで高速道路のインターチェンジから出て、道の駅に立ち寄ることで高速道路が割高にならない実験ということで、全国で17カ所が選定されていて、山梨県の白根も選定されていると聞いているんですけど、その経過と、どういうことなのか、内容を教えてください。

飯野高速道路推進課長 高速道路の一時退出にかかる施策ということでございます。これは高速道路の休憩施設といったものが不足しているということで、良好な運転環境を構築していくために、まず今年2月に3カ所、実証実験を始めまして、この9月にさらに17カ所が追加されまして、本県におきましても、中部横断自動車道の白根インターと道の駅しらねが選定されたところでございます。先ほども申し上げたとおり、休憩施設間の距離が25キロ以上あるということ、それから一時退出をして寄る道の駅がインターから大体1キロ以内ということで、山梨県では白根インター、それから道の駅しらねが選定されております。

上田委員

利用できる条件、利用方法がどうなっているか。記事によると、1時間以内であれば、スマートインターをおりても、乗っても、ターミナルチャージがかからない、それで利用促進を図ると承知をしているんですけども、そういうことなのかどうか教えてください。

飯野高速道路推進課長 利用するための、まず条件でございますが、次世代型と言われているETC2.0を搭載していることが必要でございます。あと、先ほどの道の駅しらねで申しますと、最寄りの白根インターでおりまして、道の駅しらねに寄りまして再度、また同じ白根インターから同じ方向へいくこと。来た方向へ戻ってはいけないということでございます。もう一つは、白根インターをおりて道の駅しらねに寄って、その後、隣のインターへ行ったとか、こういった事例は適用にならないということでございます。1時間という時間は、最寄りのインターから道の駅へ行って帰って利用できる範囲と聞いております。

上田委員

わかりましたが、1時間をもう少し長くしてほしいということもあるかと思うんですね。そうすれば周りの何か地域活性化のいろいろなイベントへ参加できるとか、そ

うということもあるかなと思うんです。それはそれでまた、何時間もそこにいたんじゃ違う話になっちゃうのかなと思いますけれども。そうはいつでも、そういう制度を利用してもらうには、よく周知して、知ってもらうことが大事かと思うんですけれども、もしその辺の手だてをお考えであれば教えてください。

飯島委員長 飯野課長に申し上げます。答弁は、より簡潔にスピーディーにお願いします。

飯野高速道路推進課長 1時間という時間についてですが、先に実証実験を開始しました3カ所のところでアンケート調査をした結果、8割の方はトイレを利用して、食事や、特産品の購入ということで、30分で十分だという回答も出ているというところであります。やはり今後こういったものを周知していくためには、その道の駅の地元で、市の観光協会や地元のいろいろな団体の方々に、こういった利用もできるんだよということを周知していただけるように、私どももともに協力していきたいと考えております。

(休憩)

(民泊サービスについて)

河西委員 民泊の関係で、ちょっとお聞きしたいんですけれども。これは県土整備部だけではなくて、福祉保健部、また観光部なんか関係あると思うんですけれども。いわゆる住宅やマンションの一部を活用して宿泊サービスを提供するという、これが民泊サービスということで、今そういう形の中で活用を図っているんですけれども、来年の6月から、住宅宿泊事業法が施行されると聞いております。もちろんオリンピックもありますし、観光客もふえるということもあって、観光産業の活性化に大変役立っていくのではないかなと思っております。ただ、既に観光業等を営んでいる方々にとっては、営業といったことへの圧迫なんか危惧されているということだと思います。また、平穏な住宅地といったところにも、たくさんそういう人たちが押し寄せるといったことも心配をされるわけですが、そこで、この住宅宿泊事業法の民泊サービスと建築の規制はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

渡井建築住宅課長 ただいま委員からお話のありました住宅宿泊事業法につきましては、住宅の空き家あるいは空き室を観光客の方々に宿泊施設としてサービス提供するルールづくりを定めたものになります。現在のところ、本県におきましては、先ほど委員からお話がありましたけれども、旅館業を所管する福祉保健部、また県内の観光産業を所管する観光部の両部が所管しているものと考えております。

また、この法におきましては、従来であれば旅館業の許可が必要だったものが、宿泊施設として、年間を通じて対応する日数が180日以下の場合は、許可から届出に変わっており、簡素化されております。

一方、私どもが所管する建築基準法では、全ての建物を所管しております。特定の個別の営業許可等にかかわる規制ではございません。このため、旅館業法から適用を除外されました施設につきまして、新たに規制を強化するという規定は特にございません。あくまでも新たな法の中での所管になります。

河西委員 既存の住宅を使用するということですが、一番心配されるのは、その宿泊者の安全ですね。安心、安全がどのように確保されるかということが大変心配になるわけですが、その宿泊者の安全について、具体的な何か規制といったものは今どうなっているのか、どうしていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

渡井建築住宅課長 先ほど御説明いたしました、年間を通しまして180日以下の場合につきましては、建築基準法ではなく、新たな法によつての規制となり、非常用照明の設置、あるいは避難経路の掲示、具体的に申し上げますと、ホテルの客室のドアに、よくフロアの平面図が張ってあって、外部へのルートが矢印で書かれていますが、ああいったものを掲示しなければならないということ。そのほか省令等で、建物、構造規模に応じた客室の床面積等の制限等がございます。また、営業日数、宿泊サービスの日数が180日を超えるような長期にわたる場合、あるいは現行でもそうですけれども、事務所や倉庫を旅館業の施設として用途変更するような場合、これらにつきましては旅館業の許可が必要となります。また、その前に建築基準法に基づく確認の処理も必要になります。

このような場合につきましては、委員の先ほどのお話にありました平穏な住宅地、特に都市計画法の用途地域で言いますと、第一種低層住居専用地域等の住居系の用途地域が4つほどございますが、そこでの営業は認められません。また単体の建物につきましても耐火構造、内装の制限、非常用照明以外の規制が強化されますので、建築基準法の審査におきましても、少し重いものになると考えております。

河西委員 この民泊のサービスを活用するに当たってということですが、先ほども言ったように地域住民とのトラブル。また、無許可で営業をしている、違法民泊というんですかね、そういうものの対応や、先ほどもお話ししましたが、一番大事なのは観光客の安全の確保だと思っております。そのような中で、建築の部分について、部局として、今お話ししたようなことを具体的に、どのような対応をしていくか、お聞かせ願いたいと思います。

渡井建築住宅課長 先ほど申し上げましたけれども、建物には住宅でもアパート、マンション、戸建て、さまざまございますが、民泊の施設として利用する期間が1年間の半分の上を行くのか、下を行くのかで基準が変わります。そこが一番難しいところではないかと考えております。

まだ法が施行されておられませんけれども、旅館業の許可として判断するか否か。これは、やはり福祉保健部が中心となって判断せざるを得ないということ。また、それに伴う届出住宅の情報も、その部において所管されておりますので、そういった情報の共有が重要であると思っております。

また、委員からお話のありました命を守るという観点から申し上げますと、県土整備部だけではなくて、やはり火災とか災害に対応するためには、消防機関との連携も極めて重要と考えております。このため、来年6月から施行されますけれども、実際の運用に当たりましては、関係機関との連携を含めて、密に円滑な対応ができるよう努めていきたいと考えております。

河西委員 先ほど来お話ししているように、宿泊客の安全確保と、旅館業者に対する営業の圧迫といったものがないようにということ。また一番重要なのは、施設周辺の住民の平穏な生活が脅かされることのないように。先ほどもお話ししてくれましたけれども、これからということですから、各機関と連携をしっかりとりながら安全に万全を期してもらいたいと思いますけれども、お願いをいたします。

渡井建築住宅課長 ただいま委員のお話にありましたとおり、やはり苦情は市町村のほうに行くと思います。市町村との連携も密にする中で、特に福祉保健部との調整、消防との連携等を図りながら適切に対応してまいりたいと考えております。

(災害復旧の状況について)

渡辺副委員長 本年度の災害復旧の状況について何点かお伺いしたいと思います。今議会で県単独災害復旧費という形で補正予算を計上していると思いますけれども、本年度は大月市や南アルプス市で記録的短時間大雨情報等が発表されるなど、非常に雨が多く降ったという印象があります。また、私の富士北麓地域でも、この大雨の影響で、河口湖の水位に大きな影響があったということも伺っております。このような中で、本年度の県土整備部の公共土木施設災害復旧事業の状況はどうなっているのか、まずお伺いします。

鶴田治水課長 本年度につきましては、8月の台風5号、9月の台風18号、それから10月の台風21号、22号により多くの被害が発生したという状況でございます。このうち台風21号、22号につきましては、来週、国の災害査定を受けることになっておりますので、この分につきましては、とりあえず申請額ベースで集計をしますと、本年度、市町村の災害も含む県全体では52カ所、約20億円の被害額となっております。これは最近10年間では、平成23年度に次ぐ大きな災害ということになると思っております。

渡辺副委員長 大きな被害があったと受けとめているんですけども。その中で特に8月の台風5号で、大月市で土砂災害が発生するなど、富士東部地域、特に大月を中心としたところで影響が大きかったのではないかと考えているんですけども、富士東部地域の状況について改めてお伺いします。

鶴田治水課長 富士東部地域につきましては、特に8月の台風5号により多くの被害が発生をしておりますけれども、最終的には10月の台風21号、22号も含めると、26カ所、約8億円の被害になると考えております。

渡辺副委員長 災害の復旧については、2次災害等を防ぐことも大事ですし、また住民の不安等も大きいことから、ぜひ早急に進めていっていただきたいと思うんですけども、今後、復旧にどのように取り組んでいくのか、次にお伺いします。

鶴田治水課長 災害査定が完了しております2次査定までの箇所につきましては現在、工事発注の

準備をしております、準備ができ次第、発注をしたいと思っております。また、来週3次査定を受ける箇所につきましては、復旧候補が決定し、また関係機関との調整が済み次第、早期の発注に努めてまいりたいと思っております。

渡辺副委員長 富士東部地域の山合いは雪等の心配もありますので、そういったことも考慮しながら、ぜひ早期発注、早期の復旧に努めていただきたいと思います。

(富士山火山噴火減災対策について)

次に別の質問に移らせていただきます。富士山火山噴火減災対策について何点かお伺いしたいと思います。今年の8月に地元の国会議員、富士北麓地域の県議会議員みんなで一緒に、富士吉田市内や鳴沢村村内の土石流が発生するおそれのある沢を視察してまいりました。その折に、国土交通省の職員の方から、噴火の際に土石流が発生したら、どのような危険があるかという、危険性についての説明を受けました。富士北麓地域には火山噴火を想定した砂防堰堤がないと承知しておりますので、その減災対策のための砂防計画を早期に策定する必要があると思っております。

そのような中、6月議会の一般質問に対する答弁の中で、砂防計画の対策編を今年度中に策定するというような答弁がありましたけれども、その概要と公表の見通しについて、まずお伺いします。

武藤砂防課長 まず1点目の対策編の概要についてであります。一昨年の12月に策定、公表しました基本編の方針に基づきまして、噴火の兆候が起きる前の平常時から行う砂防堰堤や沈砂池の設置、あと、緊急時における仮設堰堤や導流堤などに使用するブロックといった資材の備蓄などについて、具体的な設置位置など、こういったものを盛り込んだものとなります。

それから、策定の見通しですけれども、現在、原案を取りまとめているところであります。今後、火山噴火対策の専門家の意見をお聞きする中で、年度内には策定、公表をすることとしております。

渡辺副委員長 ぜひ、その対策編が年度内に確実に策定されることを願っております。噴火の後に発生する土砂災害の形態として、降灰後の土石流、融雪型火山泥流、そして溶岩流などが想定されておりますけれども、現在策定中の砂防計画の対策編においては、この全ての、今挙げた3つの形態に対応されているのかどうか、お伺いします。

武藤砂防課長 先ほど委員がおっしゃったとおり、火山現象には3つございます。このうち噴火の兆候が起きる前の平常時から行う、基本対策と言いますけれども、これにつきましては、降灰後の土石流を当面の対象としまして、砂防堰堤や沈砂池等の整備を行うこととしております。また、火山噴火の前兆の現象があらわれた際の緊急対策、これにつきましては、先ほど委員からございました降灰後の土石流、融雪型火山泥流、溶岩流、この3現象の全てを対象としまして、応急対策を実施することとしております。

渡辺副委員長 今御説明にもあったとおり、緊急時には3つの形態全てに対応していく上で、膨大な対策が必要になってくると考えております。この減災計画に基づく具体的な対策に

対して、県も、そして私どもの地元、富士北麓地元市町村も、国直轄砂防事業化を重ねて要望してきているわけなんですけれども、11月下旬の新聞報道でも、知事が要望活動に行った際に前向きな回答をいただいたとありました。その国直轄の砂防事業化の現在の状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

武藤砂防課長 事業化に向けた現在の状況ですけれども、来週12月18日に中部地方整備局におきまして、事業評価監視委員会というものが開催されることが、今週月曜日に発表されました。この委員会におきましては、現在、静岡県側のみで実施している富士山の直轄砂防事業の対象エリアに、山梨県側を含めた事業計画の案が示されると承知しております。また、この委員会です承されることが、直轄事業化に向けての手の一つになると国から聞いております。

渡辺副委員長 先ほどお話をさせていただきましたように、長年、県と地元市町村とで要望してきた国による直轄事業化がやっとスタートするということになってきて、地元としても大変喜ばしく思っております。そして今後、国直轄の砂防事業化に当たって、県にもぜひとも協力して行っていただきたいと思いますと思うんですけれども、県として、事業が円滑に進むために、どのような役割を行っていくのかを最後にお伺いして質問を終わります。

武藤砂防課長 直轄事業化に向けた県の役割ですけれども、この直轄事業を円滑に進めるためには、事業用地の早期の確保が重要であると認識しております。このため、直轄事業化が実現した後は、国と連携を図りまして、用地の確保や、地元市町村や関係機関との調整に最大限の協力をしていきたいと考えております。

主な質疑等 森林環境部関係

第75号 平成29年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(土砂崩落復旧対策事業費の繰越明許費について)

渡辺副委員長 森1ページの土砂崩落復旧対策事業費の繰越明許費について何点かお伺いしたいと思います。今回の繰越は土地所有者の同意の取得に時間がかかり、不測の日数を要したからだというような説明がありましたけれども、そもそも、その同意の取得がおくれた理由はどのようなものだったのか、まずお伺いします。

金子森林整備課長 同意の取得が遅れた理由でございますが、工事区域内には19名の土地所有者のほか、47名の共有林の権利者がいまして、このうち14名の方が登記簿上の所在地に居住していないといったことで、連絡がつかない状態でしたので、これらの方々の所在調査に時間を要しました。また、県外にお住まいの方ですとか、あるいは共有林の権利を相続された方、こういう方々につきましては、事情を説明して御理解をいただくため、複数回訪問する必要が生じたこと、こうしたことにより不測の日数を要してしまったところでございます。

渡辺副委員長 相続があったり、住所が変わって県外にいるなど大変な事情ということは承知しましたけれども、この地域で土砂崩落が起きたのは平成18年と聞いておりまして、既に10年以上が経過しているわけですけれども、これは上野原市ですけれども、富士東部地域は台風等の被害もあって、住民もかなり不安を感じているという話を郡内地域では伺っております。そのような中、現在の状況に対して、どのような対策を講じられているのか、次にお伺いします。

金子森林整備課長 現地につきましては、平成18年の土砂崩落以降、崩落といった規模の土砂の流出はございませんので、大きな地形の変化はないところでございます。昨年、ボーリング調査などを行いまして、土の滑動、土が動いていたり、あるいは亀裂、こういったものがないことは確認をしておりますが、崩壊地、その下部の沢地形部におきまして、土壌の侵食が進行している状況でございます。このため、侵食箇所の上部にフトンカゴによる帯工を設けまして、そこから河川まで水路工を整備することで侵食防止を図ることとしております。

渡辺副委員長 侵食を防止するということでしたけれども、前回の崩落では付近の川に土砂が流れ込んで、下流の世帯が避難するような状況になったと承知しております。今後こういうことが起きないように早期の復旧、そして完成に努めていただきたいと思いますけれども、それと同時に、水路は定期的な土砂の撤去だとか、継続したメンテナンスとかが必要になってくると思います。それには地元、上野原市の協力も大変大事になってくると思いますが、その調整についてはどうなっているのか、最後にお

伺います。

金子森林整備課長 委員がおっしゃるように、地元のほうが施設に目も届きやすいですし、素早い対応が可能だということで、上野原市に維持管理についてはお願いをすることにしておりまして、工事終了後に、維持管理に係る協定を上野原市と結ぶという予定で準備を進めているところでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第86号 平成29年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第29-9号 森林環境税（仮称）の早期創設に関する意見書の提出を求めることについて

意見 なし

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

所管事項

質疑

（ごみ処理の広域化について）

渡辺副委員長 ごみ処理の広域化について何点かお伺いしたいと思います。県のごみ処理広域化計画では、県を3つのブロックに分けて、ごみ処理施設の集約を進めるとしていると思います。このうち甲府と峡東のCブロックについては、本年4月に集約が完了したと。そして峡北、中巨摩、峡南のAブロック、そして私の地元の富士東部地域のBブロックについては、まだ集約が完了していないということは承知しております。その中で、このまだ完了していないAブロックとBブロックのごみ処理の広域化に向けて、県で

はこれまでどのように取り組んできたのか、まずお伺いいたします。

村松環境整備課長　ごみ処理の広域化につきましては、広域化計画を策定しまして推進しているところでございますが、現在の計画が、本年度をもって終了するということになっております。県といたしますと、引き続き広域化を進めていく必要があると考えておりましたので、そのため、今年の5月でございますが、Aブロック、Bブロック、それぞれにおきまして、市町村や一部事務組合の担当課長等による会議を開催いたしまして、計画の見直しに向けた説明ですとか、意見交換を行ったところでございます。

その後、Aブロックにつきましては、7月に改めて広域化に向けた検討を要請いたしまして、その上で各市町村の検討状況の確認、基本的な合意事項等の調整等を行ってきたところでございます。またBブロックにつきましては5月の会議に先立ちまして、今年の1月から研修会、意見交換会などを行いまして検討を進めてきたところであり、先月改めて各市町村に対しまして検討を要請しているという状況でございます。

渡辺副委員長　Aブロック、甲府、中巨摩、峡南については集約が進んできているという新聞報道を目にすることがありまして、そして、反対にBブロックについては、あまり進捗状況が見られないというような感想を持っているんですけれども、その広域化計画が、ちょうど今年で終わり、来年から新しくなるというこの時点で、進捗していないBブロックについて、ぜひとも集約化を進めていただきたいと思うんですけれども、その中で特に、やはり県が広域化計画を立てるにしても地元市町村の意見が一番大事だと思っておりますので、Bブロックについては地元市町村とのやりとりを含めて、どのような状況になっているのか、改めてお伺いします。

村松環境整備課長　Bブロックにつきましては、現在4つの施設で焼却が行われているところでございますが、その各施設の今後の更新あるいは移転等の予定等を確認いたしまして、どういう形の集約が実現可能であるのかということで検討をさせていただいているところであります。そういった状況を各市町村とも共有をいたしまして、先ほど申し上げましたとおり、先月に改めて全体の状況を県から説明をいたしますとともに、具体的にどういう方向で集約を進めていくのがよいのかということで、前向きに検討させていただきたいということで要請を行ったところでございます。

渡辺副委員長　新しい計画をまた10年で立てるとされるんですけれども、ごみの広域処理については長期計画、20年、30年というスパンで、また考えていかなければならないという点もあるかと思えます。また、Bブロックの富士東部地域では4つの施設でごみを処理しているということで、その施設の耐久の期限も大きく絡んでくると思いますので、ぜひ地元市町村と連携をとりながら、将来的には富士東部地域で一つのごみ処理ができるような形に持っていけるように、県の支援をお願いして質問を終わりたいと思います。答弁は結構です。

(甲武信ユネスコエコパークについて)

浅川委員　先般、代表質問で、甲武信ユネスコエコパークの質問をさせていただきました。改めて何点か確認をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いします。

まず今回、雲取山周辺に区域を拡張して申請書を提出したと聞いております。具体的にはどの程度面積を広げたのか、教えていただきたい。

村山みどり自然課長 今回の申請では、日本ユネスコ国内委員会の意見を踏まえ、協議会については埼玉県、長野県をメンバーに新たに加え、区域については、従前の設定区域に、雲取山周辺の東京都の水源林、約4,000ヘクタール余を追加するなどの修正を行い、10月末に申請書を提出したところであります。

浅川委員 4,000ヘクタールというのはかなり大きな面積だと思いますが、この地域については、自然環境等はどのような状態であるのか、説明してください。

村山みどり自然課長 今回拡張しました4,000ヘクタールは、主にシラビソなどの亜高山帯の針葉樹やブナやミズナラといった広葉樹の森林でして、奥秩父主稜として同様の自然環境を持った地域であります。

浅川委員 12月7日の代表質問に対する答弁の中で、当日、審査会でプレゼンを行ったとのことですが、その内容について説明してください。

村山みどり自然課長 去る12月7日の日本ユネスコ国内委員会の審査において、第1回目のプレゼンテーションを行いました。当日は、事務局である山梨県と、事前に登録推進協議会の構成市町村の代表も出席を求められておりましたので、山梨県から甲州市、小菅村、埼玉県から秩父市、長野県から川上村に出席いただきました。まず山梨県から今回提出した申請書の概要説明を行い、委員からは拡張した区域の設定根拠などについて質問がありましたので、申請書の内容に基づいて詳細な説明をいたしました。

また、委員からの質問を受けて、出席した市町村から、各地域の自然や文化的資産や地域産業、また今後の取り組みなどについて説明をしていただいたところです。

浅川委員 登録申請については、昨年度から真剣に取り組んできたと記憶しております。今回改めて申請をするということですが、まず国内の推薦を受けることが重要だと思いますが、今後どのように対応していくのか説明してください。

村山みどり自然課長 今後、申請書の内容や、今回の第1回目のプレゼンテーションの結果を受けまして、必要に応じて国内委員会から追加情報の提出が求められる予定であります。その後、3月に開催される次回の審査会において、国内推薦の可否が決定される予定であります。

浅川委員 ユネスコの承認をいただくまでには、まだ幾つかクリアしていかなければいけない部分がありますが、ユネスコ本部への推薦時期を含めて、今後どのような段取りで進めていくのか説明してください。

村山みどり自然課長 今回、国内推薦となりました場合、4月下旬までに、英文の申請書を提出いたしまして、9月の上旬ごろ、日本ユネスコ国内委員会からユネスコ本部に推薦されま

す。その後、平成31年3月から5月ごろ、ユネスコの中のエコパークの諮問委員会で審議がありまして、最終的には平成31年5月から7月ごろ、ユネスコエコパークの国際調整理事会におきまして、登録の可否が決定されるというスケジュールであります。

浅川委員 エコツーリズムなどの観光による誘客の促進や、地域の農産物のブランド化に対して、取り組んでいく必要があると考えますが、どのように進めていくのか説明してください。

村山みどり自然課長 甲武信ユネスコエコパークに参加している市町村では、トレッキングや森林セラピー、自然観察など、さまざまなプログラムを実施して、誘客の促進に取り組んでいるところであります。今後の登録実現を見据えて、地域の特色あるソフトを市町村と連携しながら充実していくとともに、2020年のオリンピックの開催に合わせて、国内外からの観光客を呼び込むことができるように、積極的にPRしていきたいと思っております。

また、この地域は、桃やブドウなど全国的に有名な果樹だけでなく、高原野菜やお米などが盛んに栽培されている地域であります。エコパークは豊かな自然環境を認める国際的なブランドでありますので、そこで育まれた産物として農産物のブランド化についても、取り組んでいきたいと思っております。

浅川委員 最後になります。これは部長に答弁をお願いします。昨年私どもの北杜市では、南アルプスのエコパークについて、広く地域住民も参加して様々な取り組みが行われました。去年は甲武信ユネスコエコパークのことについても、秩父方面の観光の方々にも協力を依頼しましたが、PRが行き届いていないのか、末端まで告知が広がっていないようであります。今回は再申請ということなので、県民に対する、特に地域の人たちに対してアピールして盛り上げていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

保坂森林環境部長 住民の皆様への周知をどのように行っていくのかという御質問に対しまして、甲武信ユネスコエコパークの登録推進協議会としましては、今後、登録に向けた手続を一生懸命進めるとともに、ユネスコエコパークの概要や、登録までのスケジュール、登録推進協議会の構成市町村が既に行っているいろいろな取り組みなどを掲載したパンフレットを発行して、市町村等に配付し、住民等の周知に役立ててもらいたいと考えております。

もう一つ、ポスターを新しく作成し、公民館等、住民の皆さんの目に触れるところに貼っていただきまして、ユネスコエコパークの登録を目指していることを皆さんに知ってもらえるよう取り組んで参ります。

今後とも市町村と関係者等で連携しながら、甲武信ユネスコエコパークの周知を積極的に進めていきたいと考えております。

- その他
- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
 - ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件は、配付資料のとおり決定された。
 - ・ 継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県内調査を1月30日に実施することとし、詳細については、後日通知することとされた。
 - ・ 閉会中の継続審査にかかる11月10日に実施した県内調査について、議長あてに報告を提出したことが報告された。

以 上

土木森林環境委員長 飯 島 修